

令和6年度監査基本計画

大田市監査委員規程第3条（年間計画の策定）の規定に基づき、令和6年度の監査計画を別紙のとおり定め、業務の効率的かつ効果的な運営を図るものとする。

1. 基本方針

監査、検査及び審査に当たっては、大田市監査基準に従い、事務事業や予算の執行が法令等に基づき適正かつ合理的・能率的に行われているかどうかを主眼とするとともに、市政の執行方針や行政運営全般にも留意し実施する。

本市においては、昨年度に「第2次大田市総合計画（後期計画）」を策定し、将来像である「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”」の実現に向け、「共創」によるまちづくりを基本姿勢に市政運営を進めてこられたところである。

本年度は、国が新たな経済対策として打ち出した定額減税の実施などにより、市税の減収が見込まれる一方、人事院勧告による人件費の増加などを踏まえ、地方交付税の算定基準額が引き上げとなることなどに伴い、一般財源の総額は増収が見込まれているところである。

予算編成にあたっては、事務事業の見直しや公共施設の適正化をより一層推進するなど、財政健全化の取り組みについて継続する一方、後年度への財政負担を考慮し、学校施設建て替えなどの大型ハード事業を着実に進めるため、他の投資的経費を抑える対応がなされている。また、市政運営の指針となる第2次大田市総合計画の実現に向けた施策については、今年度予算においても重点的に予算配分がなされており、一般会計当初予算は対前年度比7.2%増の総額241億5千万円となっている。

以上の状況を踏まえ、行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視線に立って、次の方針に基づき監査等を実施する。

- ① 事務事業の正確性、合規性の観点はもとより、費用対効果を挙げているかという経済性・効率性の視点や所期の目的を達成しているかどうかという有効性の観点からも検証する。
- ② 違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するとともに、各部署における内部統制機能の整備・運用がなされているかに留意する。
- ③ 健全化判断比率等の審査など、市の財政状況を正確に把握した専門性のある監査が求められていることを踏まえ、監査等実施のサイクル、時期の見直しや監査手法の改善を常に行いながら、監査機能の充実を図る。

- ④ 行政の適法性あるいは妥当性の確保がはかられるよう、監査を通して市民に対する説明責任の充足を図る。
- ⑤ 市民の信頼確保及び各部局の業務改善に向けて、わかりやすい報告書、意見書等を作成し、情報発信に努める。

2. 実施監査種別および方針

①定期監査（地方自治法第199条第4項）

令和6年度の諸事業の進捗状況が一定程度進んだ時期において、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、原則、部単位に出来るだけ幅広く実施する。

②随時監査（地方自治法第199条第5項）等

随時監査、指定金融機関等の監査及び特別監査（監査請求、賠償責任監査、市長、または議長の要求監査等）については、必要な場合または請求・要求があった場合に実施する。

③財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

過去の実施状況を勘案して実施することとし、財政援助がその目的に沿って執行され、効果的に活用されているか、その援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査をする。

また、指定管理者については、出資団体及び財政援助団体を対象とし、施設が関係法令の定めるところにより、適正に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているかを主眼に行政監査的な視点から実施する。

④例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項、地方公営企業法第31条）

本検査は、毎月の財政状況、執行状況を検査する上で重要な検査である。現金検査にとどまらず証拠書類を含め審査するなど、検査並びに検査体制等の充実強化に努める。

⑤決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計などの普通会計及び企業会計の決算について、書類の適否を審査し、財政状況や経営状況についても分析し実施する。

また、各計数は適正かといった形式審査、比較・比率といった実質審査、さらに違法・不当な収支がされていないかといった内容審査の各視点から客観的な判断を行う。

ア. 普通会計

決算書その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算が合理的かつ効果的に執行されているかを主眼に、担当職員の事情聴取も含めて慎重に審査を実施する。

イ. 企業会計

決算書その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、企業活動が経済性を発揮しているかを主眼に審査を实

施する。

⑥基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、その設置の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

⑦健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

決算審査に併せ、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる書類の計数の正確性を検証し、健全化比率等が適正であるかを主眼として実施する。

3. 各種監査の年間実施計画

別紙により実施する。